

賃貸住宅入居者向けの総合保険

安心保険プラスⅢ スーパー

＼ 4つの補償がセットに！ ／



+



+



+



- ご契約内容についての各種手続きやご照会等は、引受少額短期保険業者（幹事会社）にお申し出ください。
- 取扱特約店は、お客さまと引受少額短期保険業者との保険契約締結の媒介をおこなっており、保険契約の締結・保険料の領収の代理権はありません。保険契約はお客さまからのお申し込みに対して引受少額短期保険業者が承諾したときに有効に成立します。

↓ お部屋の間取りをご確認いただき、コースをお選びください。

家財の保険では、お部屋の間取りだけでなく、お持ちの家財と同等の物を新品で再購入される場合の金額を合計して、家財保険金額の目安と比較いただきコースを選択してください。

家財保険 金額の目安		1ルーム・1K・1DK 320万円～520万円		1LDK・2K・2DK・2LDK 420万円～620万円		3K・3DK・3LDK 520万円～720万円				
おすすめコース		A	B	C	B	C	D	C	D	E
コース		A	B	C	D	E	S			
(補償限度額)	家財	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	300万円			
	修理費用	100万円					100万円			
	入居者賠償責任	3,000万円*					3,000万円			
保険料	保険期間2年	18,000円	20,000円	22,000円	24,000円	26,000円	16,000円			
	保険期間1年	11,000円	12,250円	13,500円	14,750円	16,000円	9,750円			

*1回の事故でお支払いする借家人賠償責任と個人賠償責任の保険金の合計額は3,000万円（入居者賠償責任保険金額）を限度とします。



万一事故が起きた際に、この保険の対象となる家財の再調達価額（新品での再購入金額）に対して保険金額が少ない場合、十分な補償を受けられないことがございますのでご注意ください。



賃貸住宅にお住まいの方の家財や、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害などを補償します。

商品のご案内(パンフレット)は概要を説明したものです。保険金をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となる事項や「約款・特約」をよくお読みください。ご不明な点がございましたら、取扱特約店または弊社までお問い合わせください。

その他注意事項等もございますので、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」

家財保険

火災や水ぬれ、盗難など、次の事故により生じた家財の損害を補償します。(注)支払条件・支払限度額等はP.4をご確認ください

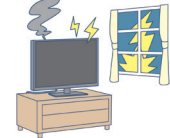
1 火災



2 破裂・爆発



3 落雷



4 風災・ひょう災・雪災



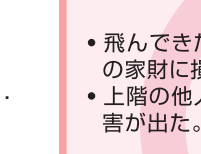
5 建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊



6 給排水設備の事故または他の戸室で生じた事故による水ぬれ



7 騒ぎょう・集団行動労働争議に伴う暴力行為・破壊行為(暴動を除く)



8 盗難



9 第三者によるいたずら

10 水害



11 持ち出し家財の損害(自転車・原動機付自転車を除く)

上記の事故等が発生したときは、家財保険とは別に次の費用保険金をお支払いします。

費用保険金	臨時費用保険金	残存物取片づけ費用保険金	失火見舞費用保険金	賃借費用保険金	地震火災費用保険金	ドアロック保険	交換費用金	ピッキング防止費用保険金
-------	---------	--------------	-----------	---------	-----------	---------	-------	--------------

○ お支払いできます

- ストーブの火が燃え移り、家財に損害が出た(隣室からの出火による類焼損害も対象)。
- ストーブの前に置いていたスプレー缶が破裂して、家財に損害が出た。
- 落雷によりテレビやパソコンが壊れた。
- 強風で割れた窓からの吹き込みにより家財に損害が出た。

- 飛んできたボールが窓ガラスを割り、さらに室内の家財に損害が出た。
- 上階の他人の戸室からの漏水により、家財に損害が出た。

- 何者かが室内に侵入し、家財を盗まれた(盗難被害がなくても家財に損害が出た場合は対象)。
- 入居するアパート敷地内の駐輪場から自転車を盗まれた。
- 大雨により近くの河川が氾濫し、床上浸水になり家財に損害が出た。
- 旅行の際、宿泊中のホテルが火事になり、入居物件から持って出た荷物に損害が出た(日本国内のみ)。
- 空き巣に入られ、玄関ドアのロックが開錠されたため、防犯装置を設置した。

× お支払いできません

- 地震、噴火、津波に伴う火災で家財に損害が出た(地震火災費用保険金のお支払い対象となる場合があります)。
- 落雷によりパソコン内のデータが消失した(データやプログラムは対象外)。
- 天井からの雨漏りにより家財に損害が出た。

- 飛んできたボールが自動車のフロントガラスを割った。
- 自室のエアコンからの水漏れにより、自室の家財に損害が出た。

- 駅前の駐輪場にとめていた自転車を盗まれた。
- 自分の子供が遊んでいて自宅のテレビを壊した。
- 屋外設置の物置が床上浸水し収容している家財に損害が出た。
- 駐輪場の原付バイクが水没した。
- 宿泊したホテルに荷物を置き忘れ、紛失した。
- 外出先で部屋のカギを紛失し、ドアロックを交換した。

修理費用保険

入居物件が偶然な事故で損壊し、賃貸借契約における原状回復義務により、または緊急的に、被保険者・相続人等の負担で修理した費用に対して補償します。



○ お支払いできます

- 竜巻により飛来した瓦で窓ガラスが割れた。
- 盗難被害にあい、玄関ドアを壊された。
- 寒暖差により窓ガラスが割れた。
- 入居物件の専用上水道管が凍結により破損した。
- 入居物件の専用上水道管が凍結し、水道が使用不能となり凍結解凍作業を業者へ依頼した。
- 被保険者が入居物件内で死亡したことにより、入居物件の清掃が必要になった。
- 被保険者の死亡により、入居物件を明け渡すために遺品の搬出を相続人等が業者へ依頼した。

支払限度額

- 100万円限度
- 30万円限度
- 30万円限度
保険期間中1年ごとに1回まで
- 50万円限度
- 50万円限度

× お支払いできません

- 地震により窓ガラスが割れた。
- 網入りガラスがサビによりひび割れた。
- 老朽化により水道管が破損した。
- 共用部分の水道管が凍結し、解凍費用がかかった。
- 被保険者の死亡により、共用部分の清掃費用がかかった。
- 被保険者が死亡し遺品を整理した(他の被保険者が入居を継続する場合)。

借家人賠償責任保険

火災・爆発・不測かつ突発的な事故による破損・火災・汚損・水ぬれ損などの偶然な事故で、入居物件に損害を与えてしまい、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します。



○ お支払いできます

- 火災を起こし、入居物件に損害を与えた。
- 洗濯機のホースが外れ、入居物件の床が水浸しになった。
- 家具を倒して入居物件の床に穴があいた。
- 灯油をこぼして入居物件の床を汚損した。

支払限度額

- 3,000万円限度
- 3,000万円限度
- 3,000万円限度
自己負担額1万円

× お支払いできません

- 隣室からの出火により、入居物件が類焼した。
- 分電盤の老朽化により漏電し、火災となった。
- 老朽化した水道管から漏水し、入居物件の床が水浸しになった。
- 結露により、内壁にカビが発生した。
- たばこのヤニにより壁が変色した。

※通常使用によって生じた傷・汚れや、経年劣化は、入居者に賠償責任が発生しないため、補償の対象外となります。詳しくは、電子約款内<参考資料>「原状回復の基本的な考え方と保険契約との関係」をご参照ください。

個人賠償責任保険

入居物件の使用・管理に起因する偶然な事故や、日常生活においてご本人や同居のご家族があやまって第三者にケガをさせたり、第三者の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します(日本国内のみ)。



○ お支払いできます

- 洗濯機の水があふれて第三者が占有する階下の物件の壁や家財に損害を与えた。
- ベランダから植木鉢を落として第三者の自転車を破損させた。
- 買い物中にお店の商品を破損させた。
- 子供が近所の子供にケガを負わせた。
- 自転車で第三者に接触し、ケガを負わせた。

支払限度額

- 3,000万円限度

× お支払いできません

- 共用部の水道管が詰まって漏水し、階下の物件に損害が出た。
- 知人に借りていたパソコンをあやまって壊した。
- 自動車を運転中、事故を起こし損害賠償責任を負った(原付バイク・電動キックボードでの事故も対象外)。
- 業務に直接起因する事故により損害賠償責任を負った。

+ 任意セット特約

地震災害一時金特約

入居物件の属する建物が地震等により全壊または大規模半壊となった場合、一律30万円をお支払いします(保険金のお支払いには、各自治体発行の全壊または大規模半壊の「り災証明書」が必要です)。



特約保険料		
払込方法	保険期間	特約保険料
一括払	2年	4,000円
	1年	2,250円

特約の適用について

「法人等契約の被保険者に関する特約」について

●保険契約者が法人(個人事業主を含む)で、次の範囲に属する者を被保険者(入居者)とする場合はこの特約を付帯し、被保険者を特定しない無記名方式でご契約いただくことが可能です。
①保険契約者である法人等の役員・使用人 ②保険契約者が提供する医療福祉サービスの利用者 ③保険契約者が生活困窮者に提供する住宅の居住者 ④保険契約者が経営する学校等の学生・生徒 ⑤保険契約者が組織するボランティアスタッフ ⑥保険契約者である官公署が提供する住宅の居住者 ⑦保険契約者の下請人またはその被用者 ●この特約付帯による追加保険料はありません。●この特約を付帯した場合、被保険者は前記①～⑦の者で、

e証券記載の入居物件に居住する者およびその同居の親族となりますが、弊社の同種の保険契約※の被保険者は、この保険契約の被保険者とはなりません。●この特約を付帯する場合は、同時に入居する可能性のある人数を「被保険者数」としてご申告いただく必要があります。※同種の保険契約とは、弊社の引き受ける火災保険、賠償責任保険をいいます。



この特約を付帯した保険契約で事故が発生した際、その被保険者が弊社の同種の保険契約の被保険者である場合(既に弊社契約があり、さらに転動で単身赴任し弊社法人特約付住宅に入居した場合など)には、保険金のお支払いはできません(同一の被保険者において、お引受け可能な同種の保険契約は1契約のみとなります)。

「複数契約に関する特約」について

●既に弊社の保険契約にご加入の被保険者が入居物件を転居され、新たな入居物件においても弊社の別の保険契約にご加入いただける場合に、この特約を適用します。●この特約により、同一被保険者について2件目のご契約が可能となります。●新旧両契約から保険金をお支払いする場合には、この特約によりこの契約(新契約)でお支払いする保険金は、3,000万円から旧契約でお支払いする保険金を控除した額が限度となります。●転居が完了しましたら、旧契約は解約受付センター(0120-051-730)で解約(失効)手続きをおとりください。

その他ご注意いただきたいこと

●費用保険金の「地震火災費用保険金」および任意セット特約の「地震災害一時金」は損害保険会社が販売している「地震保険」とは異なります。なお弊社では、地震保険のお引受けはできません。●この保険契約は少額短期保険契約であり、お支払いいただいた保険料は地震保険料控除制度の対象とはなりません。●この保険契約は共同保険契約です。共同保険についての詳細は、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」にてご確認ください。

お支払いする家財保険金・費用保険金

保険金をお支払いする場合			お支払いする保険金の額		保険金をお支払いできない主な場合	
家財保険金	事故の種類・損害の程度、支払条件等					
	① 火災				・ 保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・ 保険契約者、被保険者が所有もしくは運転する車両またはその積載物との衝突・接触による損害	
	② 破裂・爆発			再調達価額*によって定め、損害額が家財保険金額を超えるときは、家財保険金額を限度		
	③ 落雷					
	④ 風災・ひょう災・雪災					
	⑤ 建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊			※ 現在所有する財物と同等の物を新たに購入するのに必要な金額をいいます。		
	⑥ 給排水設備の事故または他の戸室で生じた事故による水ぬれ					
	⑦ 騒じょう・集団行動、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為（暴動を除く）					
	⑧ 盗難	イ. 通貨	—	1事故につき 20万円 を限度	・ 家財が屋外にある間に生じた損害。ただし、入居物件の敷地内にある家財のうちエアコンの室外機、洗濯機置場にある洗濯機およびアンテナは、風災・ひょう災・雪災の事故によって破損した場合に限り、補償の対象とします。	
		ロ. 預貯金証書	ただちに預貯金先に届出をし、かつ預貯金口座から現金が引き出されたこと	1事故につき 200万円 を限度		
		ハ. 交通機関の搭乗券等	ただちに運輸機関、発行者に届出をしたこと	1事故につき 5万円 を限度		
上記 イ〜ハ以外の家財		—	再調達価額によって定め、1事故につき 50万円 を限度 (注) 貴金属・宝石・美術品等は1個または1組ごとに 10万円 を限度			
⑨ いたずら			第三者によるいたずら(未遂事故も含む)により家財が損害を受けた場合	再調達価額によって定め、1事故につき 30万円 を限度		
⑩ 水害	家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合			損害額×100% 損害額が家財保険金額を超えるときは、家財保険金額を限度	・ 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ・ 地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます)を原因とする損害(地震火災費用保険金を除く)	
	上記以外で 床上浸水による損害	家財が再調達価額の15%以上30%未満の損害を受けた場合		家財保険金額×10% (家財保険金額が家財の再調達価額を超えるときは、再調達価額×10%) 1事故につき 60万円 を限度		
		家財が再調達価額の15%未満の損害を受けた場合		家財保険金額×5% (家財保険金額が家財の再調達価額を超えるときは、再調達価額×5%) 1事故につき 30万円 を限度		
⑪ 持ち出し家財の損害			①〜⑦の損害を受けた場合	1事故につき 100万円 または家財保険金額の20%に相当する金額のいずれか低い額を限度	・ 核燃料物質、放射能汚染による損害	
一時的に持ち出された家財が入居物件以外の日本国内の建物内で被った損害			盗取および盗難にあい破損、き損、汚損による損害を受けた場合(⑧イ、ロ、ハ、を除く)	1事故につき 50万円 または家財保険金額の20%に相当する金額のいずれか低い額を限度		
費用保険金	臨時費用保険金			上記①〜⑦の事故により家財保険金が支払われる場合	家財保険金×30% 1事故につき 100万円 を限度	・ 自転車、原動機付自転車の損害(持ち出し家財の場合)など
	残存物取片づけ費用保険金			上記①〜⑦の事故により家財保険金が支払われる場合	家財保険金×10%を限度に実費	
	失火見舞費用保険金			上記①・②の事故により第三者の所有物に損害を与えた場合 (注) 家財保険金が支払われる場合に限りです	被災世帯数×20万円 1事故につき家財保険金額の20% (家財保険金額が家財の再調達価額を超えるときは、再調達価額の20%)を限度	
	賃借費用保険金			上記①〜⑩の事故により入居物件が半損以上になり、家財保険金の支払いがある場合	入居物件の月額賃借料の3カ月分もしくは 30万円 のいずれか低い額を限度に実費	1個または1組の価額が30万円を超える貴金属(腕時計を含む)、宝玉石、書画、骨とう、彫刻物その他の美術品などはこの保険の対象とはなりません。
	地震火災費用保険金			地震等を原因とする火災により、以下の状態になった場合 a. 入居物件が半焼以上になった場合 b. 家財が全焼した場合	家財保険金額×5% ただし、家財の再調達価額の5%を限度	
	ドアロック交換費用保険金	警察署宛に被害の届出をし、受理されたことが条件	日本国内において入居物件の玄関ドアの鍵が盗取にあった場合、ドアロックの交換に要する費用	1事故につき 3万円 を限度に実費		
			入居物件が盗難やいたずらにあい、玄関ドアのロックを開錠された場合、ドアロックの交換や防犯装置設置に要する費用	1事故につき 3万円 を限度に実費		

お支払いする修理費用保険金

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
修理費用保険金	風災・ひょう災・雪災、建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊、盗難、いたずらによる入居物件の損壊	1事故につき 100万円 を限度	・ 保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
	窓ガラスの熱割れによる損害		・ 保険契約者、被保険者が所有もしくは運転する車両またはその積載物との衝突・接触による損害
	専用上水道管の凍結による破損	1事故につき 30万円 を限度	・ 地震等を原因とする損害
	専用上水道管の解冻費	1事故につき 30万円 を限度(保険期間中1年ごとに1回まで)	・ 貸主に入居物件を引き渡した後に発見された損壊など
	入居物件内における被保険者の死亡を原因とする入居物件の汚損損害	1事故につき 50万円 を限度	
	被保険者の死亡を原因として入居物件の賃貸借契約が終了する場合に、相続人等が負担した遺品整理のための費用	1事故につき 50万円 を限度	

●被保険者の死亡を原因とする入居物件の汚損損害・遺品整理費用について、相続人等が事故のご連絡から30日以内に修理費用保険金の請求手続きをおこなわない場合には、費用を負担した貸主が借家人賠償責任保険金として請求することができます(1事故につき各50万円を限度)。

お支払いする賠償責任保険金

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合	
入居者賠償責任保険金	借家人賠償責任保険金	火災、破裂・爆発により入居物件を損壊させたり、不測かつ突発的な事故による破損・き損・汚損・水ぬれ損で入居物件に損害を与えたりして、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合	1事故につき3,000万円(入居者賠償責任保険金額)を限度 ・ 入居物件の破損・き損・汚損: 1事故につき自己負担額1万円	• 保険契約者、被保険者の故意による損害 • 地震等を原因とする損害 • 貸主に入居物件を引き渡した後に発見された損壊による損害賠償責任 など
	個人賠償責任保険金	入居物件の使用・管理に起因する事故または日本国内において日常生活における事故により、第三者の身体を傷つけたり、第三者の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合	1事故につき3,000万円(入居者賠償責任保険金額)を限度	• 地震等を原因とする損害 • 自動車(原動機付自転車を含む)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 • 被保険者の職務・業務遂行に直接起因する損害賠償責任 など

●1事故でお支払いする借家人賠償責任と個人賠償責任の保険金の合計額は3,000万円(入居者賠償責任保険金額)を限度とします。
●被保険者の死亡を原因とする入居物件の汚損損害・遺品整理費用について、相続人等が事故のご連絡から30日以内に修理費用保険金の請求手続きをおこなわない場合には、費用を負担した貸主が借家人賠償責任保険金として請求することができます(1事故につき各50万円を限度)。

お支払いする地震災害一時金(地震災害一時金特約を任意セットした場合)

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
地震災害一時金	入居物件の属する建物が地震等により全壊または大規模半壊となった場合	1事故につき 30万円 (定額)	・ 入居物件の属する建物の台風による大規模半壊 ・ 地震等を原因とする一部損など

●「全壊」「大規模半壊」の認定は、地方公共団体が発行する「防災証明書」によりおこないます。



- ご契約前に必ず最後までお読みいただき、商品内容をご理解いただいたうえでお申し込みください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

重要事項説明書はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳しくは本冊子の「商品のご案内（パンフレット）」や弊社ホームページに掲載しております「約款・特約」などをご参照ください。ご不明な点につきましては、取扱特約店または弊社までお問い合わせください。

マークのご説明



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご契約に際してお客さまにとって不利益になる
事項等、**特にご注意ください事項**



お客さまに特にご確認・
ご注意いただきたい事項

1 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み



この保険の引受範囲は、居住用の賃貸住宅とします。居住用の賃貸住宅以外
は、この保険の引受範囲外となりますので、お引受けできません。
『安心保険プラスⅢスーパー（入居者総合安心保険プラスⅢ）』は、「入居者損
害安心保険プラスⅢ」および「入居者賠償責任安心保険プラスⅢ」を組み合わ
せた商品です。
なお弊社では、地震保険のお引受けはできません。また、この保険契約の保
険料は地震保険料控除制度の対象とはなりません。

2. 補償内容



この保険契約の被保険者は、e証券に記載の入居者とその同居の親族、およ
び賃貸借契約上の同居人となります。

(1)「入居者損害安心保険プラスⅢ」の補償内容

火災をはじめさまざまな偶然な事故による家財の損害や、賃貸借契約に
基づき、または緊急的に、入居物件を修理した費用を保険金としてお支
払いします。

●家財保険の対象は次のとおりです。

家財保険の対象に含まれる物（補償される主な物）

入居物件※に収容され、被保険者が所有する家財となります。
※共同住宅の場合は戸室を、戸建の場合はその建物をいい、これに付属
する物置、車庫その他の付属建物を含みます。

家財保険の対象とならない物（補償されない主な物）

①自動車（法令に定める原動機付自転車を除く） ②動物、植物 ③義歯、
義肢 ④コンタクトレンズ、メガネ ⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿 ⑥通
貨・預貯金証書（盗難の場合を除く） ⑦コンピュータ用の記録媒体に記録
されているプログラム・データ ⑧1個または1組の価額が30万円を超え
る貴金属（腕時計を含む）、宝玉石、書画、骨とう、彫刻物などの美術品
（以下、貴金属等といいます） など

●保険金のお支払いに関する内容は次のとおりです。

保険金をお支払いする場合（主な補償内容）

《家財保険金》

次の偶然な事故による家財の損害に対して保険金をお支払いします。
①火災 ②破裂・爆発 ③落雷 ④風災・ひょう災・雪災※¹ ⑤建物外部からの
物体の飛来 ⑥水ぬれ※² ⑦騒ぎ※³ ⑧盗難※⁴ ⑨いたずら ⑩水害※⁵
⑪持ち出し家財の損害

※1 風、雨、雪などの吹込みによる損害については、建物の外側の部分
が風災・ひょう災・雪災の事故によって破損し、その破損部分から建
物の内部に吹き込むことによって生じた場合に限り、また、入
居物件の敷地内にある家財のうちエアコンの室外機、洗濯機置場
にある洗濯機およびアンテナについては、風災・ひょう災・雪災の事
故によって破損した場合に限り、補償の対象とします。
※2 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室
で生じた事故に伴う場合に限ります。
※3 下記(3)共通の免責事由②に記載の暴動に至らないものをいいます。
※4 1事故の支払限度額は家財50万円、補償対象となる貴金属等は1
個または1組ごとに10万円、通貨20万円、預貯金証書の引出し損
害200万円、交通機関の搭乗券5万円となります。
※5 損害額が再調達価額の30%未満で、かつ床上浸水に至らなかった
場合は補償対象外となります。

《費用保険金》

事故による家財損害またはその他の費用損害が発生したときは次の保
険金をお支払いします。

①臨時費用保険金 ②残存物取片づけ費用保険金 ③失火見舞費用保険
金 ④賃借費用保険金 ⑤地震火災費用保険金 ⑥ドアロック交換費用保
険金 ⑦ピッキング防止費用保険金

《修理費用保険金》

次の事故による入居物件の損害（費用を含む）について、賃貸借契約に
おける原状回復義務により、または緊急的に、被保険者または相続人等
が損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用に対し、修理
費用保険金をお支払いします。

①風災・ひょう災・雪災 ②建物外部からの物体の飛来 ③盗難 ④第三者に
よるいたずら ⑤入居物件の専用上水道管の凍結による破損※¹ ⑥入居
物件の専用上水道管が凍結した場合の解冻費用※² ⑦窓ガラスの熱割
れ ⑧被保険者死亡による汚損※³ ⑨被保険者死亡による遺品整理費用※³
※1 1事故の支払限度額は30万円となります。
※2 保険期間中1年ごとに1回に限り、1事故の支払限度額は30万円となります。
※3 1事故の支払限度額は各50万円となります。
(注)※1～3以外の場合、1事故の支払限度額は各100万円となります。



★ 保険金をお支払いできない場合（主な免責事由）

《家財保険金・費用保険金》

①保険契約者、被保険者が所有もしくは運転する車両またはその積載
物との衝突・接触 ②家財保険金をお支払いする事故（盗難、いたずら、持
ち出し家財の損害を除く）の際における家財保険の対象の紛失または盗
難 ③家財が屋外にある間に生じた損害※ など
※ただし、入居物件の敷地内にある家財のうちエアコンの室外機、洗濯
機置場にある洗濯機およびアンテナは、風災・ひょう災・雪災の事故に
よって破損した場合に限り、補償の対象とします。

《修理費用保険金》

①保険契約者、被保険者が所有もしくは運転する車両またはその積載
物との衝突・接触 ②貸主に入居物件を引き渡した後に発見された損壊
③壁・柱・床・はり・屋根・階段などの建物の主要構造部の損害 ④共同住宅
の場合は、ベランダ、バルコニー、玄関、ロビー、廊下、昇降機、門、塀、垣
根など共同で利用されるものの損害 など

(2)「入居者賠償責任安心保険プラスⅢ」の補償内容

貸主や第三者への損害賠償などで、法律上の損害賠償責任を負った場合に
保険金をお支払いします。なお、1事故でお支払いする借家人賠償責任、個
人賠償責任の保険金の合計額は入居者賠償責任保険金額を限度とします。
(注)法律上の損害賠償責任は、被保険者に民法上の「不法行為」や「債
務不履行」等があった場合に発生します。

●保険金のお支払いに関する内容は次のとおりです。

保険金をお支払いする場合（主な補償内容）

《借家人賠償責任保険金》

次の事故により被保険者が貸主に対して入居物件について法律上の損
害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

①火災 ②破裂・爆発 ③不測かつ突発的な事故による破損・き損・汚損※¹
④水ぬれ損 ⑤被保険者死亡による汚損※² ⑥被保険者死亡による遺品
整理※²

※1 1事故につき自己負担額1万円を差し引いて保険金をお支払いします。
※2 相続人等が事故のご連絡から30日以内に修理費用保険金の請求
手続をおこなわない場合に限り、この場合は、費用を負担した
貸主が借家人賠償責任保険金として請求することができます。
なお、1事故の支払限度額は各50万円となります。

《個人賠償責任保険金》

日本国内で、被保険者が日常生活において第三者にケガをさせたり、第
三者の所有物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負った場
合に保険金をお支払いします。ただし入居物件以外の不動産の所有・使
用または管理に起因する事故は除きます。



★ 保険金をお支払いできない場合（主な免責事由）

《借家人賠償責任保険金》

入居物件に次の損害が生じ、それによって被保険者が被った損害は保険
金をお支払いできません。

①被保険者の心神喪失や指図に起因する損害 ②入居物件の改築、増築、
取壊しなどの工事による損害 ③入居物件を貸主に引き渡した後に発見
された損害 など

《個人賠償責任保険金》

被保険者が、次のいずれかの損害賠償責任を負うことによって生じた損
害については、保険金をお支払いできません。

①被保険者の職務・業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ②被保険者
と同居する者に対する損害賠償責任 ③被保険者が所有、使用または管
理する財物について、その財物の正当な権利者に対する損害賠償責任※
④船舶、航空機および自動車（法令に定める原動機付自転車を含む）、銃
器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など
※被保険者が借用した第三者の所有物（レンタル品など）に損害を与え
た場合など

★ (3) 共通の免責事由

保険金をお支払いできない場合(主な免責事由)

保険契約全体にわたり保険金をお支払いできない主なものは次のとおりです。

- ① 保険契約者、被保険者などの故意もしくは重大な過失によって生じた損害(ただし借家人賠償責任保険、個人賠償責任保険の場合で、その事故の原因が「重大な過失」によるものはお支払いの対象)
- ② 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
- ③ 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害 など

(4) 主な特約とその概要

全ての保険契約に適用される特約

◆共同保険に関する特約

この保険契約は、e証券に記載の引受少額短期保険業者による共同保険契約です。詳しくは「[4]その他ご留意いただきたい事項-8.共同保険について」をご参照ください。

◆複数契約に関する特約

既に弊社の保険契約にご加入の被保険者が入居物件を転居され、新たな入居物件においても弊社の別の保険契約にご加入いただける場合に、この特約を適用します。この特約により、同一被保険者について2件目の契約が可能となります。新・旧両契約から保険金をお支払いする場合には、この特約によりこの契約(新契約)でお支払いする保険金は、3,000万円から旧契約でお支払いする保険金を控除した額が限度となります。

◆通信販売に関する特約

この保険契約は、インターネット等を媒介して保険契約者が直接弊社にこの契約をお申し込みいただく通信販売です。

契約時のお申し出により適用される主な特約

◆法人等契約の被保険者に関する特約

保険契約者が法人(個人事業主を含む)で、次の範囲に属する者を被保険者(入居者)とする場合はこの特約を付帯し、被保険者を特定しない無記名方式でご契約いただくことが可能です。

① 保険契約者である法人等の役員・使用人 ② 保険契約者が提供する医療福祉サービスの利用者 ③ 保険契約者が生活困窮者に提供する住宅の居住者 ④ 保険契約者が経営する学校等の学生・生徒 ⑤ 保険契約者が組織するボランティアスタッフ ⑥ 保険契約者である官公署が提供する住宅の居住者 ⑦ 保険契約者の下請人またはその被用者
この特約付帯による追加保険料はありません。この特約を付帯した場合、被保険者は前記①～⑦の者で、e証券記載の入居物件に居住する者およびその同居の親族となりますが、弊社の同種の保険契約※の被保険者は、この保険契約の被保険者とはなりません。この特約を付帯する場合は、同時に入居する可能性のある人数を「被保険者数」としてご申告いただく必要があります。

※同種の保険契約とは、弊社の引き受ける火災保険、賠償責任保険をいいます。

◆地震災害一時金特約

「地震災害一時金特約」を付帯することで、地震等により入居物件の属する建物が全壊または大規模半壊になった場合、1事故につき30万円を地震災害一時金としてお支払いします。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法など

契約概要

注意喚起情報

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は加入コースと保険期間によって決定されます。詳しくは取扱特約店または弊社にお問い合わせください。ご契約いただく加入コースは、事故が発生した場合に十分な補償を受けられるよう「(表1)各加入コースの保険金額」に記載のコースの中から、「(表2)家財保険金額の目安」を参照のうえ、家財の再調達価額(新品で再購入するための金額)に合わせてご選択ください。

(表1)各加入コースの保険金額

コース	S	A	B	C	D	E
家財	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円
修理費用				100万円		
入居者賠償責任				3,000万円※		

※1事故でお支払いする借家人賠償責任と個人賠償責任の保険金の合計額は3,000万円(入居者賠償責任保険金額)を限度とします。

(表2)家財保険金額の目安

間取り	1ルーム、1K、1DK	1LDK、2K、2DK、2LDK	3K、3DK、3LDK
家財保険金額の目安	320万円～520万円	420万円～620万円	520万円～720万円

(2) 契約期間(保険期間)

保険期間は、1年または2年からお選びいただけます。e証券記載の保険期間の初日の0時に始まり、末日の24時に終了します。

★ 責任開始期【保険料の払込みにに関するご注意について】

保険期間の初日までに保険契約を締結し、払込期日までに保険料を払い込み(払込手続を含みます)いただいた場合に、保険期間の初日の0

時より保険責任が開始します。上記手続きが完了するまでの間に発生した事故に対しては、保険金をお支払いできません。

(3) 保険料の払込方法など

保険料の払込方法は、下表よりお選びいただけます。

★ 保険料払込方法と払込期日について

保険料は、下表払込方法に応じた払込期日までに払い込みください。払込方法により払込期日が異なります。

払込方法		払込期日など
ペイジー払 コンビニエンスストア払	一括払	保険始期日の属する月の翌月末日※1※2
クレジットカード払※3	一括払	保険始期日※1 クレジットカード会社からの保険料請求はクレジットカード会社との約定によります。

※1 払込期日までに保険料を払い込みいただけた場合は、保険始期日の前日に保険料が払い込まれたものとみなします。

※2 更新前の保険契約から保険期間が連続し、保険期間年数が同じ場合に適用されます。申込書を省略せずに更新する場合は新規契約と同じ取り扱いとなります。

※3 クレジットカードの有効性および利用限度額内であることなどの確認をもって、保険料が払い込まれたものとみなします。ただし、弊社がクレジットカード発行会社から保険料を受領できない場合を除きます。

4. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご確認事項

★ 1. 告知義務など

注意喚起情報

保険契約者には、ご契約時に弊社に重要な事項を申し出いただく義務(告知義務)があります。ご契約時に弊社が定める保険契約申込書(申込画面)の告知項目について、事実を告知されなかったり、事実と相違することを告知された場合には、ご契約を解除したり保険金をお支払いできないことがあります。ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約は無効または取消になります。

① 保険契約者もしくは被保険者が保険の対象について既に保険金を支払うべき事故が生じていたことを知っていた場合 ② 保険契約者もしくは被保険者が保険金を不法に取得する目的をもって締結した場合 ③ ご契約締結時に保険契約者もしくは被保険者による詐欺または強迫行為があった場合

「法人等契約の被保険者に関する特約」について

この特約を付帯する場合は、同時に入居する可能性のある人数を「被保険者数」としてご申告いただきます。

2. 複数契約の取扱い

注意喚起情報

この保険契約の被保険者は、法令による引受保険金額の制限のため重複して弊社の同種の保険契約に加入できません。

また、弊社の同種の保険契約の被保険者は、この保険契約の被保険者となることはできません。「[4]その他ご留意いただきたい事項-4.参照」ただし、「複数契約に関する特約」を適用する場合を除きます。この規定は「法人等契約の被保険者に関する特約」を付帯した場合も適用されます。本特約の被保険者として居住される方が、弊社の同種の保険契約にご加入されていないことをご確認ください。万一弊社の同種の保険契約の被保険者であった場合は、保険金をお支払いできません。

★ 3. 補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

この保険契約の被保険者が、弊社以外に同種の保険契約等に加入されている場合には、補償が重複することがあり、この保険契約および他の保険契約の双方から保険金が支払われる場合があります。ただし、損害額を超えて保険金が支払われることはありませんので、補償内容の差異や必要な補償額等を検討のうえでご契約ください。なお、弊社の取扱商品はあらかじめ複数の異なる補償がセットとなっておりますのでご注意ください。例えば、入居者賠償責任保険のみを補償範囲から外すことはできません。例:この保険契約の個人賠償責任保険と他にご加入の傷害保険に付帯される個人賠償責任特約で補償が重複する場合など。

★ 4. クーリングオフ

注意喚起情報

ご契約のお申込後であっても、次のとおり、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます)をおこなうことができます。

(1) クーリングオフができる場合

ご契約のお申込日またはクーリングオフに関する説明書(重要事項説明書等)の交付を受けた日のいずれか遅い日から(インターネット等を媒介してご契約をお申込みの場合はお申込日から)、その日を含めて8日

以内であれば、クーリングオフをおこなうことができます。既に保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフを申し出られた場合は、クーリングオフの効力は発生せず、ご契約は有効に存続するものとさせていただきます。

(2) クーリングオフのお申し出方法

上記期間内に必ず、はがきなどに次の①～⑤をご記入・押印のうえ弊社お客さま相談窓口宛に郵送(8日以内の消印有効)いただくか、弊社ホームページのクーリングオフ受付画面から案内にしたがい所定の項目を入力してお申し出(8日以内の送信日有効)ください(取扱特約店ではクーリングオフのお申し出を受け付けることはできません)。

郵送の場合の宛先と通知いただく内容

〒541-0042

大阪府大阪市中央区今橋2-4-10 淀屋橋北浜センタービル9F
エタニティ少額短期保険株式会社 お客さま相談窓口行

①ご契約をクーリングオフされる旨のお申し出 ②保険契約申込者の住所、氏名(押印)、連絡先電話番号 ③ご契約の申込日 ④契約番号または証券番号 ⑤ご契約取扱特約店名

(3) クーリングオフによる保険料の返れい

クーリングオフをされた場合には、既に払い込みいただいた保険料の返れいの手続きを弊社よりご連絡し、手続き終了後返れいします。また、弊社および取扱特約店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

3 契約締結後におけるご確認事項

★ 1. 通知義務など

保険契約内容に次の変更などが生じる場合には、遅滞なくお客さま相談窓口へご連絡ください。ご連絡がない場合には、事故が発生した際に保険金をお支払いできないことがあります。①保険の対象である家財が全部滅失した場合(入居物件に入居することなく賃貸借契約を取り消した場合も含みます)^{※1} ②入居物件が住居以外の用途に変更された場合^{※2} ③保険契約者の姓名・商号変更がある場合 ④被保険者(e証券記載の入居者)の姓名変更がある場合^{※3} ⑤保険契約者の住所を変更した場合

※1 退去される場合は下記「2. 保険契約の失効」を参照

※2 ②の場合、保険契約の変更のお手続きはできません。この場合、保険契約は解除となります。

※3 「法人等契約の被保険者に関する特約」を付帯した場合は、この通知は不要となります。

★ 2. 保険契約の失効

入居物件から退去した場合は、その時点をもってこの保険契約は失効します。ただし、失効に伴う保険料の返還手続きや保険契約を更新しない旨のお申し出が必要となります。入居物件から退去(引越)される場合は、必ず解約受付センターにお申し出ください。

(注) この保険契約では、入居物件から退去(引越)される場合に物件住所を変更することはできません。

3. 解約返れい金

保険期間の途中でご契約を解約される場合には、必ず解約受付センターにお申し出ください。ご契約の保険期間のうち未経過期間に対して、弊社所定の短期率表(普通保険約款「別表2」参照)に基づいて解約返れい金を保険契約者にお支払いします。なお、解約返れい金は、払い込んでいただいた保険料より少ない金額となります。詳しくは弊社までお問い合わせください。

保険料返還請求権は、その権利を行使できるようになった日の翌日からその日を含めて3年間で時効により消滅します(保険法第95条)。

普通保険約款「別表2」短期率表

1年目			2年目		
経過月数	1年契約	2年契約	経過月数	1年契約	2年契約
1	64%	79%	13	—	38%
2	58%	75%	14	—	34%
3	52%	72%	15	—	31%
4	46%	68%	16	—	27%
5	41%	65%	17	—	24%
6	35%	62%	18	—	21%
7	29%	58%	19	—	17%
8	23%	55%	20	—	14%
9	17%	51%	21	—	10%
10	12%	48%	22	—	7%
11	6%	44%	23	—	3%
12	0%	41%	24	—	0%

4. 保険契約の更新

契約満了日翌日の属する月の前々月末日までに更新のご案内を保険契約者宛に送付します。契約満了日までに更新のご案内の内容で更新しない旨のお申し出がない場合は、契約満了日の翌日を保険期間の初日とし、更新前の保険契約と同じ保険期間年数とするご契約に更新します。ただし、保険料の払込方法により、払込期日または約款・特約指定の期日までに、更新後の保険契約の保険料が払い込まれない場合(必要なお手続きがとられない場合を含みます)は、保険金をお支払いできず、保険始期日に遡って更新後の保険契約を解除させていただきます(「1 契約締結前におけるご確認事項-3. 参照」)。また、更新のご案内の内容で更新する場合には、申込書を省略して更新の手続きをおこなうことができます。なお、保険事故の発生状況等によっては、ご契約の更新ができないことがあります。この場合、更新しない旨を、契約満了日の属する月の前々月末日までに保険契約者に通知します。

4 その他ご留意いただきたい事項

1. 個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報は、引受少額短期保険業者が保険引受の判断、この保険契約の履行(保険金支払いなど)のために利用するほか、引受少額短期保険業者およびグループ会社(関連会社・団体を含む)が保険商品、各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の達成に必要な範囲内で、ご提供いただいた個人情報を第三者に対して提供することがあります。詳細については、弊社ホームページ(<https://www.eternity-ins.com/>)掲載のプライバシーポリシーをご覧ください。

(注) 上記の「第三者」とは保険事故の関係者(当事者、少額短期保険業者、損害保険会社、修理業者など)、医療機関、再保険取引会社などをいいます。

「支払時情報交換制度」について

弊社は、(一社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払い、または保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報を相互照会しております。

(注) 「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(一社)日本少額短期保険協会ホームページ(<https://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

2. 重大事由による解除

保険金を支払わせることを目的として損害を発生させた場合、保険金請求について詐欺をおこなった場合や反社会的勢力(暴力団、暴力団員※、暴力団関係企業等)に該当または関与していると認められる場合等については、保険契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがあります。

※暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

★ 3. 少額短期保険業者破綻時の取扱い

少額短期保険業者が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」のおこなう資金援助などの措置の対象ではありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。

4. 1少額短期保険業者がお引受け可能な保険契約について

(1) お引受け可能な保険期間は、2年までとなります。

(2) お引受け可能な保険金額は、損害保険※および保険事故の発生率が低いと見込まれる賠償責任保険について、それぞれ以下の①②の金額が上限となります。

①被保険者1名につき1,000万円 ②保険契約者1名につき10億円

※保険事故の発生率が低いと見込まれる賠償責任保険を除きます。

★ 5. その他法令などでご留意いただきたい事項

(1) 保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響が生じた場合には、弊社の定めるところにより保険料の増額または保険金額の削減をおこなうことがあります。

(2) 弊社の経営が悪化した場合や、この商品が不採算となり保険契約のお引受けが困難となった場合は、弊社の定めるところにより、保険契約の更新を引き受けないこと、更新契約の保険料の増額、または、保険金額の減額をおこなうことがあります。

(3) 保険金支払い対象となる巨大災害等が発生し、それによって弊社の事業収支が著しく悪化した場合は、弊社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。

(注) 共同保険契約の弊社以外の引受少額短期保険業者においても同様となります。

★ 6. 事故が発生した場合について

(1) 弊社は保険金請求に必要な書類を受領した日からその日を含めて30日以内に保険金をお支払いするために必要な調査を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会・調査が不可欠でこの期間内に必要な調査を終えることができない場合は、その調査事由ごとに約款に定める以下の①～④の日数を経過する日までにお支払いします。

①警察・消防等の公の機関による捜査・調査結果の照会: 180日

- 保険金額を限度にお引受けし、引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、ご契約時の引受割合または保険金額と、この保険契約が更新される場合の引受割合または保険金額とは、異なることがあります。また、エタニティ少額短期保険株式会社は幹事少額短期保険業者として他の引受少額短期保険業者の業務および事務の代理・代行をおこないます。

注意喚起情報

**注意
喚起情報**

受付時間:9:00～12:00、13:00～17:00
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

④日本国外における調査:180日

(注) 保険契約者・被保険者が正当な理由なくこの調査を妨げまたは調査に応じなかった場合は、その期間は上記の日数には算入されません。

(2)賠償事故については、取扱特約店や弊社がお客さまに代わって示談交渉をすることはできません。賠償事故の示談をすすめるにあたり、賠償額・内容などについては、必ず事前に弊社にご相談ください。

(3)保険料の払込みが猶予されている場合は、弊社が該当する保険料を領収した後に保険金をお支払いします。

(4) 事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、書類もしくは証拠の提出または弊社がおこなう調査への協力を求めることができます。正当な理由なく、事実と異なる記載や証拠を偽造した場合は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うことがあります。

万一事故が発生した場合には、「保険金請求受付センター」までご連絡ください。

TEL 0120-370-671 受付時間:24時間365日

ご契約の成立後、契約内容をe証券としてお客さま専用サイト(マイページ)にて提供します。ご契約内容の確認は、マイページをご利用ください。

(注)インターネットをご利用されない場合は、お客さま相談窓口までご連絡
ください。

契約概要

この保険契約はエタニティ少額短期保険株式会社、全管協少額短期保険株式会社およびネットライフ火災少額短期保険株式会社を引受少額短期保険業者とする共同保険契約であり、各引受少額短期保険業者は、それぞれ上記「4.」少額短期保険業者がお引受け可能な保険契約について(2)に記載の

ご契約内容は、お客さま専用サイト(マイページ)にe証券として提供しております。

証券は送付しておりませんので、ご契約が成立した際には、マイページをご確認ください。

また、保険の加入証明が必要な場合は、e証券をダウンロード・印刷してご利用ください。

このほか、マイページでは、ご加入契約の普通保険約款および特約をご確認することができます。



マイページへは、右記URLより、「WEB手続シート」
「引受通知書」または「火災保険満期更新のお手続き
についてのご案内」に記載のID・パスワードを入力し、
ログインしてください。

(注) Webブラウザによっては動作しない場合がございます。

えたにてい 保険	検索
----------	----

<https://mypage.eternity-ins.net>



(注)インターネットをご利用されない場合は、弊社までご連絡ください。

エタニティ ETERNITY
少額短期保険株式会社

近畿財務局長(少額短期保険)第7号
〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋2-4-10
淀屋橋北浜センタービル9階
URL <https://www.eternity-ins.com/>

全管協少額短期保険株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第16号
 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-2
 アーバンネット大手町ビル14F
 URL <https://www.zkssi.co.jp/>

ネットライフ火災少額短期保険株式会社

東北財務局長(少額短期保険)第7号
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町1-11-1
HF仙台本町ビルディング8F
URL <https://netlifekasai.co.jp/>

取扱特約店

●「安心保険プラスⅢスーパー」は「入居者総合安心保険プラスⅢ」のペットネームです。